

平成 30 年 12 月定例議会 議案概要		担当課	上下水道課	種別	その他
議案番号	議案第 143 号	議案名	債権の放棄(農業集落排水施設使用料)について		
目 的	債務者の破産手続により免責となった債権の放棄を行うもの。				
内 容	<p>1 概要</p> <p>破産法(平成 16 年法律第 75 号。以下「法」という。)第 253 条第 1 項の規定により、債務者が農業集落排水施設使用料(以下「当該債権」という。)につき、その責任を免れたため、債権を放棄するもの。</p> <p>(1) 債権の名称 農業集落排水施設使用料(非強制徴収債権)</p> <p>(2) 金額 一金 58,955 円(H27.12 月～H29.7 月分の一部)</p> <p>(3) 債務者 琴浦町在住 平成 24 年 8 月 23 日 使用開始</p> <p>2 破産手続について</p> <p>平成 29 年度に債務者の破産申立(自己破産)により、裁判所が破産手続を開始した。それに対し、町は裁判所に破産債権届出をするが、配当は得られず、平成 30 年度に免責が決定した。免責となると、破産債権(破産申立日を基準とした滞納)に対して請求ができなくなるため、回収不能な債権となる(申立日以降に発生した債権については免責とならない)。</p> <p>3 農業集落排水施設使用料について</p> <p>当該債権は、強制徴収ができない債権である(水道使用料等と同様)。 なお、強制徴収ができる債権(町税、下水道使用料等)については、法第 253 条第 1 項第 1 号の「租税等の請求権」に該当するため、免責とならないが、当該債権は上記に該当しないため、免責となる。</p>				
補足事項	<p>破産法(抜粋)</p> <p>(免責許可の決定の効力等)</p> <p>第二百五十三条 免責許可の決定が確定したときは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。ただし、次に掲げる請求権については、この限りでない。</p> <p>一 租税等の請求権 (国税徴収法又は国税徴収の例によって徴収することのできる請求権)</p>				